（第１号様式）

申請時通路維持管理承諾書

　　年　　月　　日

川崎市長

申請者

省令第１０条の３第４項第３号に規定する通路の所在地（地名地番）

川崎市　　　　区

　上記の通路について、次のとおり関係権利者の承諾を得ました。

１　別添図面に示す通路の幅員　　　　ｍ、奥行き　　　　ｍの部分について、建築物等（門、塀、生垣等通行に支障のある築造物を含む。）を築造せず、将来にわたり道路状に維持及び管理します。

２　申請敷地となる土地の所有権又は申請建築物の所有権を有する者にあっては、将来にわたり、当該通路を通路として確保し、当該敷地及び当該建築物を建築基準法第４３条第２項第２号の規定に基づく許可の基準（建築基準法第４３条第２項第２号許可に係る川崎市建築審査会包括同意基準）に従って維持、管理します。

３　今後、当該通路を建築基準法第４２条に規定する道路として築造する場合にあっては、これに協力します。

４　敷地、建築物又は当該通路部分を第三者に転売する場合にあっては、本承諾内容について継承します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 土地の所在地 | 権利者住所氏名 | 実印 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

（第２号様式）

通路拡幅承諾書

　　年　　月　　日

川崎市長

申請者

省令第１０条の３第４項第３号に規定する通路の所在地（地名地番）

川崎市　　　　区

　上記の通路について、次のとおり関係権利者の承諾を得ました。

１　別添図面に示す通路の部分幅員　　　　ｍ、奥行き　　　　ｍについて、道路に通ずるまで幅員４ｍとなるよう、新築・増築・改築・大規模な模様替えおよび解体の際には、建築物等（門、塀、生垣等通行に支障のある築造物を含む。）を築造せず、将来にわたり道路状に維持及び管理します。

２　今後、当該通路を建築基準法第４２条に規定する道路として築造する場合にあっては、これに協力します。

３　敷地、建築物又は当該通路部分を第三者に転売する場合にあっては、本承諾内容について継承します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 当該通路に関係する権利の対象となる物件（土地、建築物、工作物の別） | 物件の所在地 | 権利者住所氏名 | 実印 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（第３号様式）

建築物不使用承諾書

　　年　　月　　日

川崎市長

申請者

予定建築物所在地

川崎市　　　　区

　上記の建築物について、次のとおり承諾をします。

１　建築基準法第４３条第２項第２号の規定に基づく許可基準第６条第２号又は包括同意許可基準第６条第２号に規定する予定道路の築造完了まで当該建築物を使用しないこと。

２　上記の建築物を第三者に転売する場合にあっては、本承諾内容について継承します。

（第４号様式）

専用通路等維持管理承諾書

　　年　　月　　日

川崎市長

申請者

省令第１０条の３第４項第３号に規定する通路の所在地（地名地番）

川崎市　　　　区

　上記の通路について、次のとおり関係権利者の承諾を得ました。

１　別添図面に示す通路の部分幅員　　　　ｍ、奥行き　　　　ｍについて、申請者　　　　　　　　　の建築敷地の専用通路等または避難経路として使用できるよう、建築物等（門、塀、生垣等通行に支障のある築造物を含む。）を築造せず、また将来にわたり維持及び管理します。

２　敷地、建築物又は当該通路部分を第三者に転売する場合にあっては、本承諾内容について継承します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 土地の所在地 | 権利者住所氏名 | 実印 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

（第５号様式）

土地使用承諾書

　　年　　月　　日

川崎市長

申請者

申請敷地の所在地（地名地番）

川崎市　　　　区

　上記の通路について、次のとおり関係権利者の承諾を得ました。

１　別添図面に示す敷地の部分幅員　　　　ｍ、奥行き　　　　ｍについて、申請者　　　　　　　　　が建築敷地の一部として使用し、建築基準法第４３条第２項第２号の規定に基づく許可を取得することを承諾します。

２　敷地、建築物又は当該通路部分を第三者に転売する場合にあっては、本承諾内容について継承します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請敷地に含む土地の所在地 | 権利者住所氏名 | 実印 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |